

トラック・物流Gメン

FACTBOOK 2026



はじめに

～ メディアの皆様へ ～

2024年4月からトラックドライバーに対する時間外労働の上限規制などが適用されたことに伴い、何も対策を講じなければ約14%の輸送力不足に陥るおそれがあるとして、いわゆる「2024年問題」が指摘されてきました。政府では、これを契機として、物流は我が国の国民生活や経済活動を支える重要な社会インフラであるという認識のもと、官民が一体となって持続可能な物流の実現に向けた取組みを進めてきたところです。

こうした取組みの一環として、物流業界における取引環境の適正化を図るため、適正な取引を阻害する疑いのある荷主・元請事業者の監視を強化すべく、2023年に専門部隊である**トラック・物流Gメン**を創設しました。

トラック・物流Gメンは、関係省庁及び産業界と連携しながら、トラック事業者への電話調査や荷主へのパトロールなど、いわゆるプッシュ型の情報収集に取り組むとともに、荷主・元請事業者への是正指導を行うことで、物流業界における取引環境の適正化を進めています。

持続可能な物流を実現するためには、トラック事業者のみならず、荷主を含めた関係者全体による商慣習の見直しと意識改革が不可欠です。とりわけ、荷主の経営層を含めた理解と主体的な取組みが、今後の物流のあり方を左右する重要な鍵となります。荷主等への是正指導という実効性ある手段を有するトラック・物流Gメンが、荷主を含めた物流業界全体の変革を後押しする存在として、その役割を十分に発揮していくことを期待しています。



国土交通省
大臣官房 総括審議官 兼 物流統括調整官
岡野 まさ子 氏

「トラック・物流Gメン」とは何か？

トラック・物流Gメンは、物流2024年問題の解決を目指すため
2023年7月に国土交通省が創設した調査・指導部隊です。
様々な手法による情報収集や、違反原因行為の疑いのある
荷主・元請事業者等に対する是正指導を実施しています。

✔ 2024年11月より、倉庫業者を情報収集対象に追加

✔ 各都道府県トラック協会のGメン調査員とともに、総勢360名規模で活動



トラック・物流Gメンを組織した背景



トラックドライバーは、他産業と比較して労働時間が長く、低賃金にあることから、**担い手不足が課題**。



荷主企業・元請事業者の理解と協力の下、荷待ち時間の削減や適正な運賃の収受等により、**トラックドライバーの労働条件を改善することが急務**。



国土交通省では、適正な取引を阻害する行為を是正するため、貨物自動車運送事業法に基づき、荷主企業・元請事業者への「働きかけ」「要請」等を実施してきたが、依然として荷主等に起因する長時間の荷待ちや、運賃・料金等の不当な据え置き等が十分に解消されていなかった。



トラック・物流Gメンの取組

トラック・物流Gメンは、長時間の荷待ちなど、トラック事業者が法令遵守できなくなるおそれのある行為（違反原因行為又は無許可経営等原因行為）を行っている疑いのある荷主企業・元請事業者に対し、貨物自動車運送事業法に基づく是正指導を実施。



是正対象

01

荷主がトラック事業者に対して、
1時間以上の荷待ち又は
2時間以上の荷待ち・荷役等を
恒常的にさせている行為



02

荷主が契約にない、または、対価
について合意がなされていない附
帯業務をトラック事業者にさせてい
る行為



03

荷主がトラック事業者からの
運賃・料金交渉に正当な理由なく
応じない行為



04

荷主が過積載運送(過積載のおそれを含
む)となることを知りながら、
トラック事業者に対して積載の
指示又は容認を行う行為



是正対象

05

異常気象時または、その前後において、トラック事業者が輸送の中止を判断し、荷主へその判断に至った理由等を報告したにも係わらず、荷主が運送を強要する行為



06

荷主がトラック事業者に対して、法又はこの法に基づく命令を遵守して事業を遂行することを困難にさせる無理な運送依頼を行う行為であって、他の違反原因行為に該当しないもの



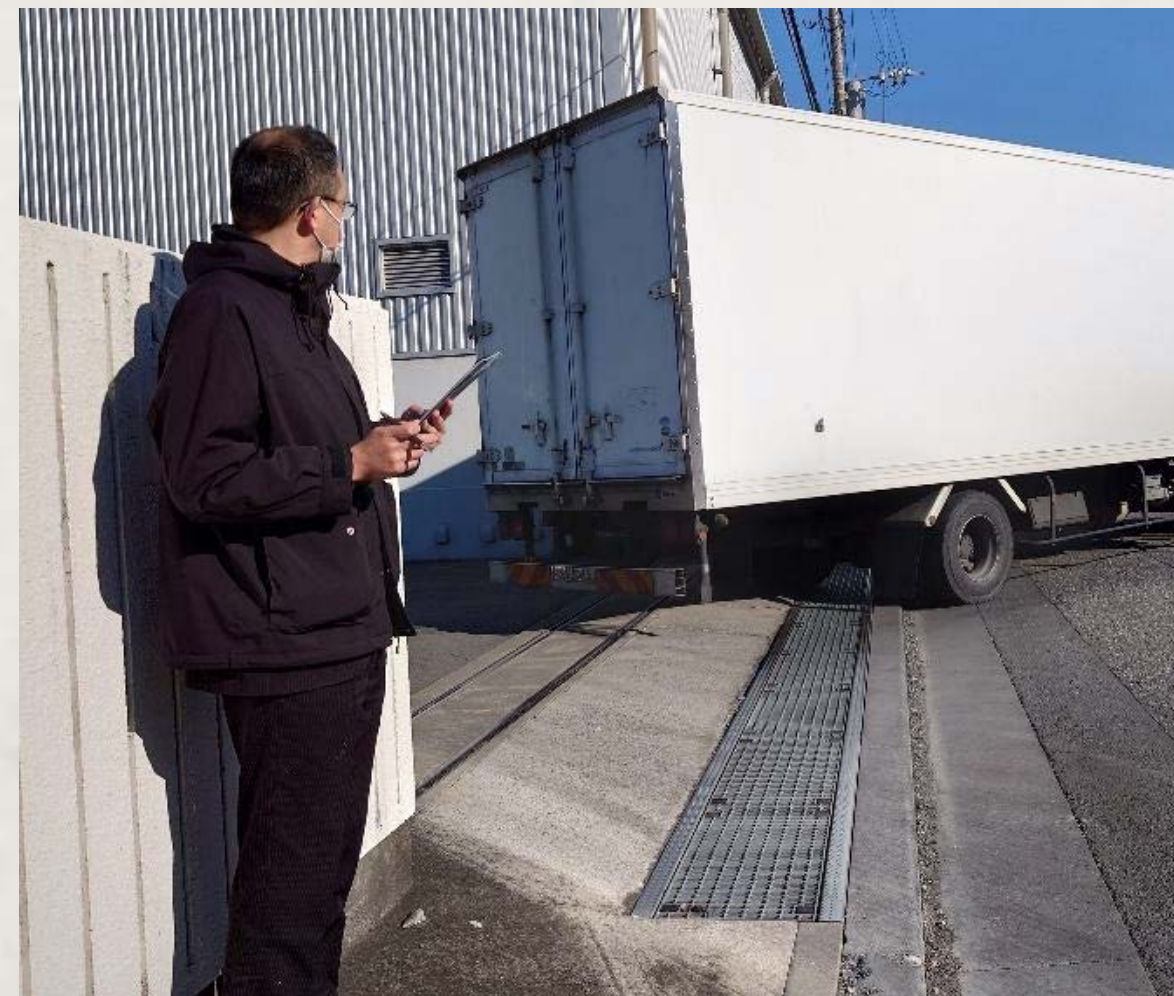
07

荷主等が違法な白トラ事業者に運送を委託している疑いがある場合



令和7年取組例

トラック・物流Gメンは是正指導のほか、効果的な是正指導に繋げるための違反発生傾向の分析や、2か月間の集中監視月間を設けて全国的に荷主パトロールを行う等の周知啓発を実施。



令和7年取組例

令和7年
9月

Gメンアシスタント事務局の設置

「トラック・物流Gメン」の活動をより効果的に実施するため Gメンアシスタント事務局を設置。
Gメン活動で得た情報から、違反が発生する可能性が高い傾向等を把握し、効果的な是正指導に繋げるための調査・分析を行う。
セミナー開催、メディア配信、改善事例集の配布を通して、荷主等の行動変容を図る。

令和7年
10～11月

集中監視月間の実施

10月28日・29日に全国すべての地方運輸局からトラック・物流Gメンが荷主等の本社や着荷主が多い東京へ集結し、公正取引委員会本局との合同による大規模合同荷主パトロールを実施。
全国的にパトロール及び是正指導の強化を図り、各地で合同パトロールや周知活動を実施。
例：[石川県] 北陸信越運輸局と中部運輸局による、合同荷主パトロールとSAにおける周知活動
[北海道] 北海道運輸局と中国運輸局による合同荷主パトロール など



広報活動及びこれまでの実績

メディア放映実績

テレビ東京	ガイアの夜明け
NHK	クローズアップ現代、おはよう日本、お昼のニュース(広島局)、首都圏ニュース(東京局)
テレビ朝日	報道ステーション
ラジオ日本	トラック王国の「Boo!Boo!Boo!」

新聞・雑誌掲載実績

日本経済新聞	迫真
週刊ダイヤモンド	物流大戦

TV、SNS 動画メディアを活用した取り組み

さまざまなメディア配信を通して、トラック・物流Gメンの活動への理解・協力を広く呼びかけ、違反原因行為等の是正に向けて周知啓発を実施
SNSを活用して全国約200万人に対して情報伝播を達成



広報活動及びこれまでの実績

業界誌掲載広告

荷主等のみなさま

**白ナンバーのトラックに
有償で貨物の運送を委託していませんか？**

貨物自動車運送事業法の許可を受けずに、
有償で貨物の運送を行うことは違法です。

令和8年4月1日から

新たに荷主等が白ナンバーのトラックに
有償で貨物の運送を委託した場合も、
貨物自動車運送事業法違反となる
可能性があります。

違反した場合は**100万円以下の罰金**となります

委託OK 品川100 *00-00
委託NG 品川100 *00-00
緑ナンバー(事業用) 白ナンバー(事業用)

トラック・物流Gメンとは？
適正な取引を勧告する荷主等の行為を定ずるために
国土交通省が設置した専門部隊です。
詳しくは ▶ https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_1k4_000116.html

貨物の運送の委託にあたっての個別具体的ご相談は、
最寄りの地方運輸局窓口まで
各地方運輸局お問合せ先はこちら ▶ <https://www.mlit.go.jp/jidosha/content/001861653.pdf>

国土交通省

トラック・物流Gメンは見ています。

違反原因行為

01 長時間の荷待ち 02 短絡的な
付帯業務 03 運賃・料金の
不当な増え置き 04 過積載運送の
指示・容認 05 異常気象時の
運送依頼 06 無理な運送依頼

ドライバーの将来を守れるかどうかは、荷主にかかっている。 トラック・物流Gメン 国土交通省 STOP!トラハラ

荷主等のみなさま

**白ナンバーのトラックに
有償で貨物の運送を委託していませんか？**

貨物自動車運送事業法の許可を受けずに、
有償で貨物の運送を行うことは違法です。

令和8年4月1日から

新たに荷主等が白ナンバーのトラックに
有償で貨物の運送を委託した場合も、
貨物自動車運送事業法違反となる
可能性があります。

違反した場合は**100万円以下の罰金**です

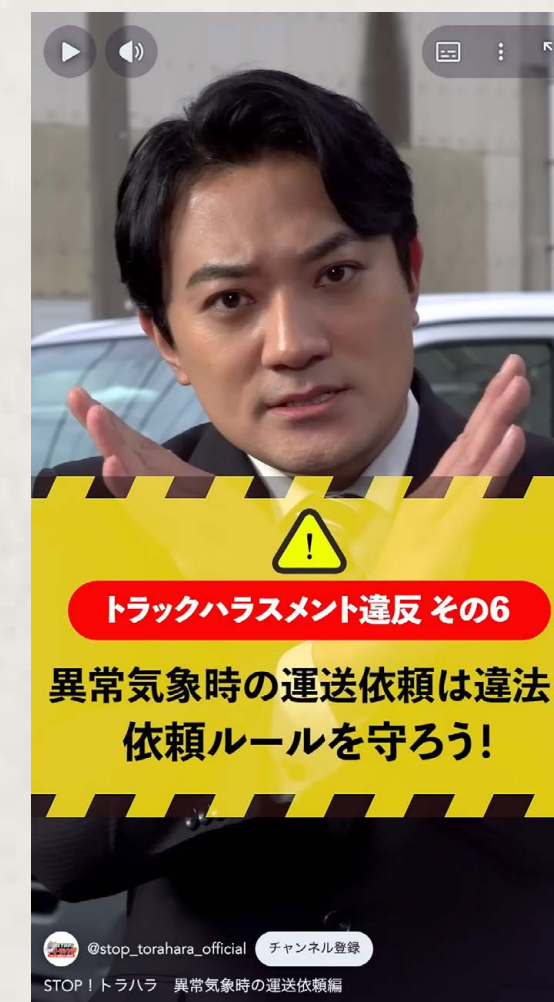
委託OK 品川100 *00-00
委託NG 品川100 *00-00
緑ナンバー(事業用) 白ナンバー(事業用)

トラック・物流Gメンとは？
適正な取引を勧告する荷主等の行為を定ずるために
国土交通省が設置した専門部隊です。
詳しくは ▶ https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_1k4_000116.html

貨物の運送の委託にあたっての個別具体的ご相談は、
最寄りの地方運輸局窓口まで
各地方運輸局お問合せ先はこちら ▶ <https://www.mlit.go.jp/jidosha/content/001861653.pdf>

国土交通省

活動や違反行為の紹介動画



「STOP!トラハラ」
過積載・過労運転防止プロジェクト ロゴ



主な活動内容 - 是正指導フロー



主な活動内容 - 具体的な活動



トラック事業者に対する
電話調査・訪問調査



荷主等へのパトロール、
トラックドライバーからの
情報聴取



トラック事業者・荷主に
対する説明会、トラック・
物流Gメンのチラシ配布



主な活動内容 - 活動実績

(令和1年7月～令和8年2月)

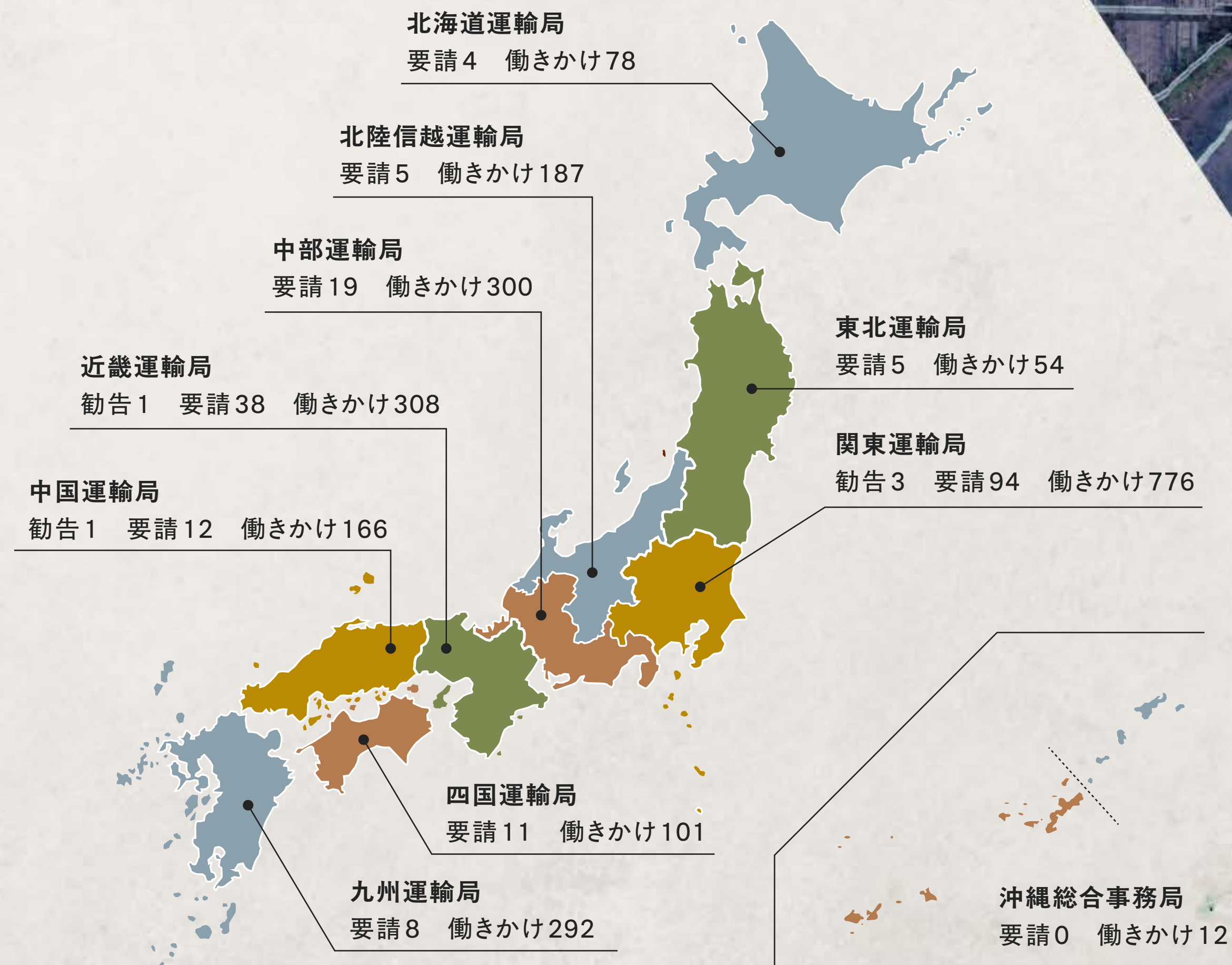
働きかけ等の累計実施件数

勧告	5件(荷主3、元請1、その他1)
要請	196件(荷主107、元請83、その他6)
働きかけ	2,334件(荷主1,642、元請584、その他108)

合計 **2,535** 件の法的措置を実施

主な違反原因行為

<u>長時間の荷待ち</u>	47%
<u>契約にない附帯業務</u>	21%
<u>運賃・料金の不当な据置き</u>	16%
<u>無理な運送依頼</u>	7%
<u>過積載運送の指示・容認</u>	5%
<u>異常気象時の運送依頼</u>	4%



現場の声

トラック事業者

- Gメンの地道な行動に感謝です。
- 大口荷主等の意識改革が進んでいるように感じています。おかげで荷主側から声かけをもらえるようになりました。
- Gメンの活動に勇気をもらい、決死の覚悟で運賃交渉した結果、叶った上、荷主から「今まで放置して申し訳ない」と言ってもらえた。

荷主

- 単に指導だけでなく対話をしていただけることで、様々な現場で得た情報を提供いただける機会は貴重。指導に加え、助言も期待。
- 荷主でもSCM部門はコスト重視でなかなか声が上げにくかったが、是正指導により社内の機運が高まり、幹部の物流を見る目が変わってきた。運賃予算も積極的に獲得していきたい。



今後の展開・展望

国土交通省はトラック・物流Gメン活動を通じて、荷主企業・元請事業者に対する是正指導を進め、物流現場で発生している長時間の荷待ちや不適切な取引慣行の改善を促していく。これにより、ドライバーが法令遵守できる環境を整備し、物流の持続可能性を高めることが期待される。

今後はデジタル化やAIの活用、将来的な自動運転などにより業務の効率化を進め、生産性向上を図ることが重要となる。同時に、荷主企業・元請事業者は、事業パートナーであるトラック事業者に支払う運賃が適正な原価を反映したものであるかどうかを確認できる体制を整え、改正貨物自動車運送事業法の施行に備えることが不可欠である。

荷主企業、物流事業者、そして消費者が互いに利益を分かち合う「Win・Win・Win」の関係を構築できれば、物流は単なるコストではなく、差別化や付加価値創出の手段へと変わっていく。その変革を現場から後押しする存在として、トラック・物流Gメンのさらなる活躍が期待される。



メディアが注目するポイント

01 社会課題としての背景

- ・ 物流2024年問題(時間外労働規制)との関係
- ・ 長時間労働・低賃金という構造課題
- ・ ドライバー不足・高齢化・担い手減少
- ・ 荷主・元請・消費者を含む働き方改革や構造課題の解消が急務

02 「違反原因行為」具体例

- ①長時間の荷待ち ②契約にない附帯業務
- ③運賃・料金の不当な据え置き ④過積載運送の指示・容認
- ⑤異常気象時の運送依頼 ⑥無理な運送依頼
- ⑦荷主等が違法な白トラ事業者に運送を委託している疑いがある場合

03 経済への影響

- ・ 配送遅延、コスト増、物価への影響
- ・ 地方の物流維持というインフラ論点
- ・ 法改正(貨物自動車運送事業法(白トラ規制、適正原価)、取適法)

04 今後の焦点

- ・ 指導がどこまで実効性を持っているか
- ・ 荷主の行動変容がどの程度進んでいるか
- ・ 運送会社の収益改善につながっているか
- ・ 物流品質(スピード)と労働環境のバランスは改善しているか

Q&A

Q1.トラック・物流Gメンって何をする人？

荷主・元請などが行う「違反原因行為又は無許可経営等原因行為」の疑いに対して、事実確認を行い、必要に応じて是正指導を行います。

Q2.どんな行為が対象になる？

代表例が主な7つの違反行為です。

- ①長時間の荷待ち ②契約にない附帯業務 ③運賃・料金の不当な据え置き
- ④過積載運送の指示・容認 ⑤異常気象時の運送依頼 ⑥無理な運送依頼
- ⑦荷主等が違法な白トラ事業者に運送を委託している疑いがある場合

Q3.違反行為について相談されたらすぐ調査に来る？

運送会社を取り締まる制度ではなく、荷主・元請を含めた取引慣行を是正し、物流を持続可能にするための行政施策です。
事実確認を行い必要に応じて指導という流れになります。



よくある誤解

誤解 1. Gメン＝取り締まり部隊で、行政処分が科されますか？

罰金・営業停止といった措置ではなく、違反原因行為をやめていただくため、行政指導を行います。

誤解 2. トラック会社（運送会社）を取り締まる制度ですか？

主なターゲットは、運送会社ではなく
荷主企業・元請事業者など（違反原因行為を作っている側）になります。



お問合せ

トラック・物流Gメン全般に関するお問合せ

国土交通省 物流・自動車局

貨物流通事業課 トラック・物流荷主特別対策室 **03-5253-8576**

地方運輸局等のトラック・物流Gメンの活動に関するお問合せ

北海道運輸局 自動車交通部 貨物課 **011-290-2743**

東北運輸局 自動車交通部 貨物課 **022-791-7531**

関東運輸局 自動車交通部 貨物課 **045-211-7248**

北陸信越運輸局 自動車交通部 貨物課 **025-285-9154**

中部運輸局 自動車交通部 貨物課 **052-952-8037**

近畿運輸局 自動車交通部 貨物課 **06-6949-6447**

中国運輸局 自動車交通部 貨物課 **082-228-3438**

四国運輸局 自動車交通部 貨物課 **087-802-6773**

九州運輸局 自動車交通部 貨物課 **092-472-2528**

内閣府沖縄総合事務局 運輸部 陸上交通課 **098-866-1836**